相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県加須市騎西五一番地一四、最後の住所埼玉県鴻巣市原馬室一二八番地一一
被相続人　亡　藤崎慎太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二日
埼玉県さいたま市大宮区桜木町一―一〇―一六　シーノ大宮ノースウィング一四階Ｂ
相続財産管理人　大兼　将弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市広畑区小坂二八九番地、最後の住所東京都府中市宮西町五丁目八番地の一亀甲ビル三〇二　被相続人　亡　**吉**田　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二日
事務所東京都武蔵野市中町一―二八―一〇
ローラン武蔵野二階武蔵野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　井口　宇乃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市七二会口一〇〇一番口号地、最後の住所長野県長野市大字鶴賀権堂町二三七八番地　被相続人　亡　林　光秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二日
長野県長野市鶴賀七瀬七四五番地一
相続財産管理人　弁護士　鏡味　聖善

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県小諸市大字八満六四三番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　竹内　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二日
事務所長野県佐久市臼田二一八二番地
相続財産管理人　遠山　雅子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊賀市上野茅町二七二二番地四、最後の住所三重県伊賀市上野茅町二七二二番地の四　被相続人　亡　大塚　勇一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二日
三重県名張市栄町二八七五番地　名張法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大塚　耕二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉北郡忠岡町忠岡中二丁目一五〇九番地一号、最後の住所大阪市東住吉区西今川二丁目二番二六号
被相続人　亡　松井　律子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二日
大阪市中央区今橋二丁目三番一六号ＭＩＤ今橋ビル一〇階
相続財産管理人　弁護士　田上　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市生野区中川三丁目七〇番地、最後の住所大阪市生野区中川三丁目七番三〇号　被相続人　亡　尾家　**禮**子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二日
大阪市北区西天満四丁目八番一号北ビル本館二階一〇一
相続財産管理人　弁護士　髙橋　敏信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区島上町二丁目二八番地、最後の住所神戸市垂水区本多聞三丁目一番三七―三三一二号　被相続人　亡　新谷二三子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二日
事務所神戸市中央区東町一二三番地の一
貿易ビル八階　ＳＴＯＲＩＡ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　柿沼　太一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県西伯郡伯耆町坂長八九七番地、最後の住所鳥取県米子市福万三三五番地二中曽方　被相続人　亡　梅原　浩二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二日
事務所　鳥取県米子市加茂町二丁目一一二番地三階　弁護士法人アザレア法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小原　武史

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成30年２月２日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①杉本産業株式会社　②大阪府知事(4)45762　③代表取締役　杉本光傑　④大阪府和泉市伯太町２―３―27　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府和泉市伯太町２―３―27　杉本産業株式会社　代表取締役　杉本光傑

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県土佐郡鏡村今井二二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大﨑　鶴惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二日
事務所高知県南国市東崎九四七番地一
相続財産管理人　川井　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県春日市大谷七丁目三二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　峯**脇**　久志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二日
事務所福岡市中央区大名一丁目一五番三〇号　天神ミーズビル四〇三号
相続財産管理人　司法書士　森　亜由美